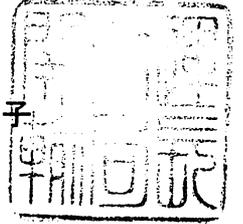




関自旅二第4044号の4
令和元年12月13日

一般社団法人全国個人タクシー協会関東支部長 殿

関東運輸局長 吉田 晶子



新運賃の実施に伴う措置等について

東京都多摩地区、神奈川県京浜地区、同相模・鎌倉地区、埼玉県A地区及び千葉県A地区のタクシー運賃・料金の改定については、令和元年12月13日付けで「一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の範囲の指定について」及び「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の自動認可運賃等について」により公示し、令和2年2月1日から実施することとなった。

この実施にあたっては、下記について実効ある諸措置を講ずるとともに、事業の経営体質の一層の改善等に努め、良質かつ効率的なタクシー輸送を確保しつつ、新運賃水準をできるだけ長く維持するよう、努められたい。また、運賃改定の趣旨等について、利用者に対し周知徹底し、その理解を得られるよう、努められたい。

なお、一般財団法人神奈川タクシーセンターに対して、別紙のとおり指示したので了知されたい。

記

1. 一層の経営効率化等に努めるとともに、サービスの向上により、一層の利用者利便の増進と輸送効率の向上を図る。

今回の運賃改定を機に、一層のサービスの改善や利用者利便の向上に努めつつ、安易に利用者の負担を求めることなく、経営の効率化や需要の喚起に、なお一層努力すること。

2. 輸送の安全性向上を図る。

公共輸送機関としてのタクシーの最大の使命である安全安心な輸送サービスの提供のため、引き続き、事故防止に万全を期すること。

3. 高齢化社会の進展、国際観光需要の高まりなど社会環境の変化を踏まえ、地域のニーズに応える多様なサービスの提供に努める。



子育て支援輸送等の多様化・高度化する利用者ニーズに的確に対応するとともに、高齢者割引の導入充実や同時通訳サービス、旅行会社との連携等の新たな取組みによる潜在需要の掘り起こしに努めること。

4. 利用者に対して、サービス内容や運賃の種類等の情報提供の一層の充実に努めるとともに、改定する事業者については改定後の運賃料金について周知徹底を図る。また、上記1. から3. までの事項にかかる取組みに関して情報公開を行う。

サービス内容や運賃の明細等、サービス業に当然求められる基本的な情報公開や情報発信については、利用者利便の確保の観点から各事業者や事業者団体等による広報を行うなど、タクシー事業の情報提供ガイドラインに基づき、積極的な情報公開や情報発信に努めること。

5. その他

事業者においては、下記の取組みを始め、不断のサービス改善や利用者利便の向上に努めること。

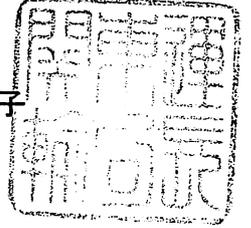
- ① 目の不自由な旅客のための点字シールを常時点検し、車内表示の徹底を図ること。
- ② 障害者割引制度について、平成19年9月19日付け関自旅二第846号の「タクシーの障害者割引の適用時の取扱いについて」を基に運転者に対する周知徹底を図るとともに、利用者とのトラブル防止に努めること。



関自旅二第4044号の6
令和元年12月13日

一般財団法人神奈川タクシーセンター 会長 殿

関東運輸局長 吉田 晶子



新運賃の実施に伴う措置等について

神奈川県京浜地区を適用区域とするタクシー運賃・料金の改定については、令和元年12月13日付けで「一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の範囲の指定について」及び「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の自動認可運賃等について」により公示し、令和2年2月1日から実施することとなったところですが、その実施にあたっては、別添のとおり関係事業者団体あて通知したので了知願います。

貴センターにおかれては、別添通達の実効を確保するため、街頭指導員に対し周知徹底を図るとともに、適切な対応をお願い致します。

別添1・・・通達文（一般社団法人神奈川県タクシー協会あて）

別添2・・・通達文（一般社団法人全国個人タクシー協会 関東支部あて）